

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局市街地整備部区画整理課（審査）（ 06－6208－9418 ）
処分課（担当）名	都市整備局市街地整備部区画整理課（事業調整）（ 06－6208－9412 ）
処分の名称	土地区画整理組合の処分の取消し等の命令
概要	市長は、組合の施行する土地区画整理事業の事業又は会計がこの法律（これに基づく命令を含む。）若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは換地計画に違反していると認めるときは、違反を是正するため必要な限度で、組合がした処分の取消し、変更若しくは停止、又は工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命じることがあります。
根拠法令等 及び条項	土地区画整理法第125条第3項
処分基準	市長は、違反が認められる土地区画整理組合に対して、必要な措置を命じる公益上の必要性和、その措置によって生じる社会的損失等を比較衡量して、違反を是正するため必要な限度において、次のいずれの命令を行うか判断します。 1 土地区画整理組合のした処分の取消し、変更又は停止の命令 2 土地区画整理組合のした工事の中止又は変更の命令 3 その他必要な措置の命令
ホームページ	
備考	組合の理事、監事又は清算人は、市長の検査を妨げたとき又は市長の命令に違反したときは、土地区画整理法第144条第12号及び第13号の規定により、20万円以下の過料に処せられる。